

訪問看護重要事項説明書（介護予防）

1 事業者概要

事業者名称 医療法人社団門の内会
代表者氏名 理事長 青野 潤
事業者所在地 愛媛県西条市周布 331 番地 1
電話番号 0898-64-1200

2 事業所概要

事業所の名称 訪問看護ステーションコスモス
施設管理者 所長 今井 恵美子
事業所所在地 愛媛県西条市周布 339 番地
電話番号 0898-64-3988
医療保険事業所番号 1290413
サービスを提供する地域 西条市

3 事業の目的

医療法人社団門の内会が開設する訪問看護ステーションコスモス（以下「ステーション」という）が行う指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要支援状態にあり、かかりつけ医師が指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とします。

4 運営方針

ステーションの看護師等は、要支援者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視して在宅医療が継続できるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提携に努めるものとします。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日）、8月16日は除く。
- (2) 営業時間 月曜～金曜日までは、午前8時30分～午後5時までとする。
土曜日は、午前8時30分～午後0時30分までとする。
- (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

6 事業所の職体制（従業員の職種・員数・職務内容）

- (1) 管理者 看護師1名（常勤看護師）
職務内容・・管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 1) 主治医の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
- 2) 介護予防訪問看護計画書、介護予防訪問看護報告書の作成に関し必要な指導及び管理を行います。
- 3) 従業員等に法令等の規定を遵守させる為、必要な管理等を行います。

(2) 職員 看護師 5 名：常勤職員 4 名（うち管理者と兼務 1 名）・非常勤職員 1 名
理学療法士 1 名（非常勤職員 1 名）

職務内容・・・看護師等は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定介護予防訪問看護の提供にあたります。

- 1) 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治医と綿密な連携を図ります。
- 2) 主治医の指示書並びに利用者に係る介護予防支援事業所が作成した介護予防サービス計画書に基づき、利用者の意向や心身状況等アセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画書を作成します。利用者等に説明し同意を得て、介護予防訪問看護計画書の交付も行います。
- 3) 介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画書の変更を行います。
- 4) 利用者、その家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。
- 5) 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の把握に努め、利用者又は家族に対して説明します。サービス提供期間中に少なくとも 1 回は、介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（モニタリング）を行います。看護師等は、モニタリングの結果をふまえ、必要に応じて計画書の変更を行います。
- 6) サービス担当者会議への出席等により介護予防支援事業者との連携を図ります。

7 提供するサービスの内容

(1) 介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等、日常生活の援助
- 4) 褥瘡の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) 療養生活や介護方法の指導
- 7) カテーテル類の管理・指導

8 サービス提供時の記録

等事業所は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録をサービスの利用終了後 2 年間（診療録 5 年間）保管します。

利用者が、記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

指定介護予防訪問看護の実施毎に、そのサービス提供日、内容等をサービス提供終了時に利用者又は家族へ説明します。

9 事故発生時の対応

指定介護予防訪問看護サービス提供等により、不幸にして事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。事故の発生状況については、記録を残し利用者のご家族・ケアマネージャーに報告をします。また、必要があれば行政機関へも速やかに連絡します。

その事故が当事業所の責めに帰すべき事由により発生し、利用者が損害を被った場合には、当時業所は利用者に対して速やかに損害の賠償に応じます。

10 緊急時の対応

看護師等は、介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に報告し、適切な処置を行います。ご家族へも連絡させていただきます。

看護師等は、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

ご家族連絡先

氏名 (続柄)	
住所	
電話番号	
携帯番号	

主治医連絡先

病院又は診療所	
住所	
医師名	
電話番号	

11 サービスに関する苦情の受付について

(1) 事業所 利用者からの苦情やご要望に迅速・的確に対応するため次のとおり苦情の受付窓口を設けています。

苦情受付担当 今井 恵美子

受付番号 0898-64-3988

その他、事業所のサービスに対する苦情、要望は当事業所職員へ遠慮なくお申し出ください。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

西条市役所 高齢介護課 電話番号 0897-56-5151

苦情受付日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

愛媛県国民健康保険団体連合会 電話番号 089-968-8700

苦情受付日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

12 秘密の保持と個人情報について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- 1) 看護師等は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- 2) 看護師等は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 3) 看護師等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を「ご利用者様の個人の保護に関する誓約書」を雇用時に記入いたします。

(2) 個人情報保護について

- 1) 看護師等は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。
- 2) 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む）については、管理し処分の際も第三者への漏洩を防止するものとしします。

13 身分証の携行

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

14 衛生管理等

看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 提供するサービス利用料、利用者負担額（介護保険利用する場合）

基本サービス料金

お手持ちの介護保険証、負担割合証を提示して頂き利用料の負担割合が 1 割～3 割を確認後説明させていただきます。

※看護師訪問

サービス内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
20分未満	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

※理学療法士等による訪問

サービス内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
1回(20分)	2,840円	284円	568円	852円
2回(40分)	5,680円	568円	1,136円	1,704円

1日につき2回を超えて訪問看護I5を行う場合には、1回につき100分の90を乗じた単位数で算定します。

サービス提供開始時刻が早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)

1回につき利用料の25/100、深夜(午後10時～午前6時)50/100加算されます。

加算料金

	サービス内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ 月1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ 月1回	5,740円	574円	1,148円	1,722円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ 月1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ 月1回	2,500円	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅰ 初回のみ	3,500円	350円	700円	1,050円
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅱ 初回のみ	3,000円	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算 1回あたり	6,000円	600円	1,200円	1,800円
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算 1回あたり	3,000円	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算Ⅰ 30分未満	2,540円	402円	804円	1,206円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算Ⅰ 30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算Ⅱ 30分未満	2,010円	201円	402円	603円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算Ⅱ 30分以上	3,170円	317円	634円	951円
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(Ⅱ)	3,000円	300円	600円	900円

*准看護師は、看護師訪問の基本サービス料金の100分の90になります。

*介護保険の給付を超えたサービス利用について全額自己負担になります。

*上記の金額は、介護保険法の改正により変更される事があります。

*特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る①～⑤）に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

②在宅自己腹膜還流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅高血圧症患者指導管理を受けている状態。

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

④真皮を超える褥瘡の状態。

⑤点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。

特別管理加算Ⅰは①に、特別管理加算Ⅱは②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護を行った場合に加算します。

*初回加算Ⅰは、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が初回の指定訪問看護を提供した場合に加算します。また、初回加算Ⅱ・退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません。

*初回加算Ⅱは、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に看護師が初回の指定訪問看護を提供した場合に加算します。また、初回加算Ⅰ・退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません。

*退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院・退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した後の初回の訪問看護を行った場合に加算します。また、初回加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合は算定しません、

*複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、二人の看護師等（両名とも保健師・看護師・准看護師又は理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合・複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に加算します。複数名訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）、下記に該当する場合には加算対象になります。

【下記に該当する場合】

①利用者の身体的理由により一人の看護師等により訪問看護が困難

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他、利用者の状況から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

*長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して1回の訪問が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

*理学療法士等の訪問について

①利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について看護職員と理学療法士等が連携し作成する事とします

②訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。

*同一建物等減算内容について

①指定訪問看護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物の居住する利用者が1月当たり20人以上(50人未満)の場合：所定単位の100分の90

②指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物（同一敷地内建物等を除く）に20人以上居住する場合：所定単位の100分の90

③指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する場合：所定単位の100分の85

16 その他の利用料

(1) 特別管理を要しない訪問が1時間30分を超える場合、30分毎に次の料金を申し受けます。

日中	夜間・早朝	深夜
1,000円/30分	1,500円/30分	2,000円/30分

(2) 死後の処置料 10,000円

(3) サービス提供実施地域外交通費 300円/回

(4) 必要時に応じて使用した看護・介護用品については、実費を申し受けます。

17 利用料金のお支払方法について

利用料金は、月末に清算し翌月の10日前後の訪問時に請求書兼領収書を持参いたしますので、持参時あるいは翌訪問時に現金にてお支払い下さい。

18 心身の状況の把握

指定予防介護訪問看護の提供にあたっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

19 介護予防支援事業者との連携

(1) 指定予防介護訪問看護の提供時には、介護予防支援事業者及び保険医療サービス、福祉サービス提供者との連携に努めます。

(2) サービス提供の開始時には、この重要事項に基づき作成する「介護予防訪問看護計画書」の写しを利用者に説明をしたうえで介護支援事業者に送付いたします。

20 その他

- *サービスにあたっては、複数の看護師等が交代でサービスを提供します。
- *定められたサービス以外の業務をステーションに依頼する事は出来ません。
- *第三者評価の実施状況の有無について（有 ・ 無）

21 あなたの訪問看護は、下記の様に実施いたします。

曜日	提供時間
月 曜 日	
火 曜 日	
水 曜 日	
木 曜 日	
金 曜 日	
土 曜 日	

訪問回数 1 週間 回

同意書

私は、本書面に基づいて訪問看護ステーションコスモスの職員から重要事項の説明を受け、介護予防訪問看護提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者家族等 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

介護予防訪問看護の提供開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問看護ステーションコスモス

説明者 _____ 印